

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 令和4年度第4回定例会提出予定議案の説明

- (5) 議案第 84号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料1 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

病院局

令和4年8月30日

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 川崎市公営企業職員のうち常時勤務を要する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)(以下これらの者を「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とする。</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第14条の5 第3条の2、第4条及び第4条の3の規定は、<u>川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第12条又は第13条第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p><u>附 則</u> (経過措置)</p> <p>4 暫定再任用職員は、第5条の規定による改正後の川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第14条の5に規定する定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員とみなして、新条例第14条の5の規定を適用する。</p>	<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 川崎市公営企業職員のうち常時勤務を要する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)(以下これらの者を「職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とする。</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第14条の5 第3条の2、第4条及び第4条の3の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p><u>(新設)</u></p>